

議案第 6 8 号

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者等に対し、その収入又は資産の状況について報告等を求めることができる旨を明示するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。